

書評

西岡 力 著 『でっちあげの徴用工問題』

リ ム ヨン
李 宇 衍 (落星台研究所研究委員)

この本は合計9章で構成されている。しかし、各章は独立的完結性を持っている。読者は関心がある章だけを読むことができる便宜を享受できる。評者も各章別に内容を紹介して長短を叙述する。

第1章〈「徴用工」のいない「徴用工裁判」〉、は2018年10月韓国大法院判決（以下、「判決」とする）の原告全てが徴用と関係がない人たちであることを指摘することから始まる。朝鮮人戦時労働政策（以下、「政策」とする）は1939年9月から実施されたが、日本とは異なり「募集」で始まった。1942年2月から「官斡旋」という方法が施行されたが、朝鮮総督府から人員を割り当てて最端末行政機構である面が充員に責任を持つ方式だった。この二つは個人の自発的意志による動員だった。朝鮮人が動員に応じなくても、処罰することはできなかった。

1944年9月から始まった徴用は、応じなければ1年以下の懲役や1千円以下の罰金に処する法的強制力を持っていた。上記の裁判の原告のうち1人は1941年に、残りの3人は1943年に渡航した。したがって徴用と関係がないのに、日本では「徴用工」、韓国では「強制徴用被害者」と呼ばれているのだ。これに対し著者は「朝鮮人戦時労働者 (wartime Korean workers)」という名称を提案する。適切な名称だ。

著者が「判決」の核心的な誤謬と指摘するのは「日本統治不法論」だ。〈1910年の日韓併合条約に基づいた統治は「不法」であり、戦時労働動員はそれを前提として行われたのであるから不法であり、したがって慰謝料を支払え〉という論理がそれだ。大部分の研究者は1965年の韓日請求権協定による個人請求権の消滅の有無について論争している。著者は歴史的視覚を備えているので、このような正鵠を射る認識が可能なのだろう。詳しい叙述は第3章にある。

第2章で著者は、〈不当判決を徹底批判する〉というタイトルの下、「判決」の諸問題点を検討する。戦時労働者に対する劣悪な待遇ではなく戦時動員それ自体を問題にしているという点、韓国政府によってすでに二度にわたって金銭的補償がなされたという点、2005年に韓国政府が韓日協定関連文書を公開した後の対策を準備するために作った特別委員会で〈請求権資金には労働動員被害への補償の性格の資金が含まれている〉と自ら判断した点などだ。原告が徴用で日本に渡航したのではないとの点についても叙述しているが、「官斡旋」が実施された時期にも相変わらず募集が行われており、その競争率が5：1に達する場合もあるという事実は注目に値する。

原告の主張のように、果たして無報酬の暴力的強制労働であったのか、ということについて確認されなければならないという点も指摘される。著者は「待遇でなく動員」が問題とされたと言っているが、判決文を見れば賃金未支給、強制貯蓄、外出制限、監視、殴打などが列挙された後、「このような旧日本製鉄の原告に対する行為は…反人道的な不法行

為に該当し、このような不法行為によって原告が精神的苦痛を受けたこと」は明白だとしている。動員だけでなく待遇も、原告勝訴の理由だと見られる。

第3章のタイトルは、〈先人が作った韓日国交の枠組みを守れ〉、だ。第1章で「日本統治不法論」が「判決」の最も重要な問題だと指摘したが、「判決」は韓日協定当時の基本精神を忘却して、韓日国交の枠組みを崩す。韓日協定の当時も両国がこれについて尖鋭に対立した。

韓国は1910年の併合条約は不法だから源泉的に無効であると主張した反面、日本は1948年以後に韓国の独立によって同条約が事実上無効になったと主張した。両者は立場を狭めることができなかったが、「知恵」を発揮して条約ではそれに対して合意しないことで合意 (agree to disagree) したのだ。それと同時に両国は、それぞれの立場で条約を解釈でき、これに対して互いに異議を提起しないことにした。これが今まで60年以上の両国関係の見えない基本ルールとして機能した。「判決」は植民統治不法を明示することによって、このルールに違反したというのだ。

暴行事件の当事者同士で、誰が不法行為をしたのか明示する「合意書」が世の中にどこにあるだろうか。また、その合意書に不法行為が明記されなかったという理由で、数十年後に不法行為にともなう責任を追及するとして、慰謝料を支払えとする要求がありえるだろうか。

第4章では、〈日韓関係を悪化させる日本人たち〉、というタイトルの下で、2010年、和田春樹など504人の「日本の良心的知識人」らによる、韓日知識人共同声明を批判する。引用符を付けたのは韓国でそのように呼ばれているためだ。著者は、彼らが日本の歴史認識を韓国のそれ、特に「日本統治不法論」に一致させようとするとして批判する。評者は彼らの温情主義が歴史認識を歪曲して両国関係を傷つけると判断して、著者の認識に同意する。

第5章〈日本企業を守れ〉では、現実的な問題に対する知識を得ることができる。原告は差し押さえた財産をまだ売却していないのだが、日本企業から巨額を受け取って財団を作り、原告以外の多数の韓国人も現金を受け取れるようにすることを目的としているというのだ。2018年12月には1,103人の韓国人が韓国政府に補償を要求する訴訟を提起したが、現存しない日本企業がたくさんあるためだという。韓国社会の根深い拝金主義が背景にある。日本企業を守る方法として、日本政府が韓国政府に要求している仲裁委員会設置を促しながら、請求権協定の該当条文を解説する。著者の責任ではないが、韓国政府がそれをも拒絶している状況で日本政府の対応がどうなるのか、どうならなければならないのかを知りたい。

第6章は、〈韓国政府による個人補償の実態〉だ。まず1965年にこの問題が両国間で解決されたことを「韓日請求権および経済協力協定、合意議事録」を引用して説明する。「被徴用者の未収金、補償金およびその他の請求権の返済請求」がそれだ。著者は募集と官斡旋によって渡航した人も「被徴用者」だとされたというが、その理由が気になる。

朴正熙政権は1975年から請求権資金無償3億ドルの9.7%に該当する金額を投じて、財産関係74,967件に対して約66億ウォン、死亡者8,552人の遺族に約26億ウォン、合計92億ウォンの補償金を支給した。盧武鉉政権で上記委員会の「負傷者などは除外されるなど前回の補償が不十分だった」という判断により、2008年から72,631人に約6,200億ウォ

ンを慰労金と支援金の名前で支給した。死亡者には1人当たり2千万ウォン、負傷者は最高2千万ウォン、無事生還者には年間最高80万ウォンが支給された。死亡は17,880件、負傷は16,228件、無事生還は24,530件だった。

著者の叙述がなく、気になる一つの問題は、「判決」の原告を含む日本企業を相手にした訴訟の原告らと、2018年12月に提訴した原告らが、それ以前にどのような補償金や慰労金をもらったかという点だ。盧武鉉政権の場合、その名簿が残っているのを確認できるものと期待する。

この本で最も興味深く新鮮な主張を含んでいるのは、第7章〈戦時労働の実態1—統計から見た真実〉だと思う。否定しにくい客観的な数字を提示して、そこから説得力ある新しい歴史像を提示する。まず戦時動員がなされた1939～45年に、日本に在住する朝鮮人が80万人から200万人に増加したという事実が重要だ。1945年8月15日現在、戦時労働者として渡航して動員先事業場に残留していた朝鮮人は約32万人だ。日本に入国した軍人・軍属11万人を加えれば43万人だ。

終戦時点での200万人中157万人(78.5%)が戦争と関係なく、職と稼ぎを求めて渡航した人々だ。戦争期間を通じた増加分120万人中では、77万人(64.2%)が戦争と関係ない人々だった。1939～41年、すなわち募集が実施された時期の渡航者総数は約107万人、その中で戦時労働者として渡航した人は12万6千人だった。出稼ぎのために渡航した人は94万4千人で、なんと88.2%であった。

官斡旋と徴用が実施された1942～45年、渡航者総数は約131万人、この中で戦時労働者は48万人、出稼ぎに来た朝鮮人は83万人で、相変わらず63.4%という高い比重を占めた。全体の渡航者総数は238万人、戦時労働者は60万6千人(25.4%)、出稼ぎに行った人は177万4千人(74.6%)だった。戦時期に戦時労働者の2.9倍に達する朝鮮人が、戦争と関係がなく出稼ぎのために自由意志で日本に来たのだ。

朝鮮人が戦争と関係がなく、出稼ぎのために大挙日本に渡航したという事実に注目した著者は、「政策」の本質を「雪崩れのような大量の人の流れを統制して、比較的人気がないが戦争遂行のために必要な炭鉱、金属鉱山などに動員しようとする政策」、すなわち常在する労働力の移動を戦争産業に誘導しようとする試み、と把握する。

「政策」をこのように把握する時、それが「失敗」したという評価は当然だ。戦時労働者の3倍に近い朝鮮人が、個人意志により政府の政策目標と関係なく渡航、就職したため、労働移動の流れを変えることは成功しなかったし、その上、戦争産業に動員した労働者さえ40%が逃走したためだ。評者はこれに対し同意し、高く評価したい。

官斡旋で「一部乱暴な場合」があったし、徴用は法律的強制であった。評者は戦時労働者動員の本質を考慮すれば、この強制性も割引して考えなければならないと考える。著者が指摘するように、第一に戦時労働者の40%が逃走して、彼らが望む産業に移ったためだ。第二に、もともと逃走を準備していて、費用なしで安全に日本に渡航する機会として官斡旋を利用する人が、逃走者の60%に達したという事実だ。

第三に、莫大な数の若者たちが日本行きを熱望する状況で、望まない人を強制的に引っ張っていく必要は決してなかっただろうという点だ。しかし、このような状況でも本人の意志と関係がなく動員された者が、著者が考えるよりはるかに多かったのかも知れない。朝鮮総督府の行政体系の不備により、とんでもない人を動員する「摩擦的暴力」が発

生する可能性があるためだ。著者も今後の研究を期待しているが、評者もそうだ。

統計的考察で見たように、著者は官斡旋と徴用を一つの範疇に入れてそれ以前の募集と対比する。最末端行政機構である面において人員確保の責任を負うが、その過程で暴力的な場合もあったことが考慮されたと見られる。しかし、徴用と違い応じない場合には処罰できないという点で、官斡旋の法的・制度的性格は募集と類似したものではないか。すなわち、官斡旋の制度と実態をどのように把握するかという問題が残る。たとえば、面では割り当てられた人員をどのように確保したのだろうか。官斡旋の性格と実態は、古くから残っている課題だ。これを究明したいという課題認識を持っている評者として、著者の今後の研究に期待する。

第8章〈戦時労働の実態2—手記から見た真実〉では、被徴用者の2つの手記を利用している。1944年12月、広島東洋工業に徴用された鄭忠海の日記と、1943年3月、大阪吉年可鍛鉄工場に徴用された後、7月に東京に逃亡し、終戦後復帰した金山正捐（創氏改名）の調書がそれだ。重要な二つの資料の要約として、貴重な情報を簡単に得ることができる。

工場徴用工の賃金が現地巡査の賃金の3倍に達したとか、東京の土建現場の1日の賃金が少なくとも20円に達するという情報も有益だ。そうであれば「民族的賃金差別」はどうだったのか。強制貯蓄、労働環境およびその他の待遇はどうだったのか。要するに「強制労働」または「奴隷労働」という先行研究をどのように評価しなければならないのか。これに対する本格的な議論はこの本の範囲を越える。今後の課題だ。

第9章〈「在日は強制連行の子孫」という幻想〉では、日本社会が最も直接的に当面している「在日」問題を扱う。結論は彼らが戦時労働者とは関係がない存在だ、というものだ。終戦後、戦時労働者らと彼らと関連ない出稼ぎ労働者らの多数を含んだ約150万人の朝鮮人が帰還した。残留者はほとんど日本に生活基盤を持った者だった。日本に残留した朝鮮人のうち、徴用で渡航した人は1.2%、戦時労働者出身は6.6%に過ぎないという事実も指摘される。

この本は朝鮮人戦時労働者の動員と日本での労働と生活、2018年10月韓国大法院の判決、日本の企業や一部「知識人」の問題、これら諸問題に対する対策など、幅広い問題を扱っている。入門書として読むのに過不足がない。